

博士論文（要約）

カントの共和制の理念：18世紀末プロイセンの
「理論と実践」論争を文脈として

網谷壮介

凡例

イマヌエル・カント (Immanuel Kant) の著作の参照・引用は、アカデミー版全集 (*Kants Gesammelte Schriften*, hg. von Königlich Preußische Akademie der Wissenschaften, Berlin, 1900-) の版・ページ数を文中に表記する。また、以下の著作は略記号を併記する。例えば、『永遠平和のために』全集 8 巻 340 頁なら (ZF, 8:340)。翻訳はすべて拙訳によるが、『カント全集』岩波書店、1999–2006 年も参考にした。

G: 『人倫の形而上学の基礎づけ』 (Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, 1785)

Idee: 「世界市民的な意図による普遍史の理念」 (Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht, 1784)

KpV: 『実践理性批判』 (Kritik der praktischen Vernunft, 1788)

KrV: 『純粹理性批判』 (Kritik der reinen Vernunft, 第 1 版 1781、第 2 版 1787。特に第 1 版との異同がない場合は第 2 版から引用する)

KU: 『判断力批判』 (Kritik der Urteilskraft, 1790)

MI: 「人間愛から嘘をつく権利と称されるものについて」 (Über ein vermeintes Recht aus Menschenliebe zu lügen, 1797)

Rel: 『単なる理性の限界内での宗教』 (Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft, 1793)

RL: 『人倫の形而上学・第 1 部・法論の形而上学的定礎』 (Die Metaphysik der Sitten. Erster Teil. Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre, 1797。『法論』の前に付された『人倫の形而上学』全体の序論「人倫の形而上学への序論」も RL として表記する)

SF: 『諸学部之争い』 (Der Streit der Fakultäten, 1798)

TP: 「理論では正しいかもしれないが実践にとっては役に立たない、という俗言について」 (Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis, 1793)

TL: 『人倫の形而上学・第 2 部・徳論の形而上学的定礎』 (Die Metaphysik der Sitten. Zweiter Teil. Metaphysische Anfangsgründe der Tugendlehre, 1797)

WA: 「啓蒙とは何か」 (Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung?, 1784)

ZF: 『永遠平和のために』 (Zum ewigen Frieden: ein philosophischer Entwurf, 1795)

また人名や生没年については、主に *Neue deutsche Biographie*, hg. von der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Berlin, 1953–を参照した。

本研究で究明される事柄は次の三つである。第一に、イマヌエル・カントが構築した法と国家の規範的理論、第二にこの理論を実践する政治、そして第三に政治を可能にする政治的なものの構想である。これまでカントの政治思想研究といえば、規範的な法・国家の理論がいかに構築されているのかという第一のレベルに定位した、カントに内在的な研究が主流であった。それに対して我々の研究は、もちろん第一のレベルにおいても従来の研究に対していくつかの重大な修正を施すが、それ以上に、第二・第三のレベルを探求する点で新味がある。以下では、このように我々が設定する三つのレベルのそれぞれに関して、先行研究の状況とその問題点を指摘する。

第一のレベルについて、カントが正義にかなった法的秩序をどのように構想していたか、彼の規範的な法・国家の理念はどのようなものであったかについて、先行研究の蓄積はすでに厚い。とりわけ1980年代にヴォルフガング・ケアスティングとラインハルト・ブラントによって始められた仕事は重要である¹。それ以前には、晩年にカントが著した法哲学上の主著である『法論』は、一方ではショーペンハウアーによって老衰の産物とみなされ²、他方でその抵抗権の否定が当時の絶対主義体制を擁護するもの³、またその所有権（正確には物権）の正当化の議論が、英仏には存在しつつありドイツにいまだ存在していなかった近代市民社会の所有秩序を反映させたものである⁴とか、また逆にそれを反映させることに失敗した封建的所有の理論であるという風にみなされることがあった⁵。こうした研究状況を知ってか知らずか、ロールズは『法論』のタイトルに言及することはあってもそれに踏み込んだ考察を行っているようには思えないし、アーレントは『法論』よりもむしろ『判断力批判』にカントの政治理論のエッセンスを求めた⁶。老衰説にせよ社会史的なカント解釈にせよ、『法論』解釈の要点がカントのテキスト外部に求められてきたのに対して、ケア

¹ Reinhard Brandt, *Das Erlaubnisgesetz, oder: Vernunft und Geschichte in Kants Rechtslehre*, in ders (Hg.), *Rechtsphilosophie der Aufklärung: Symposium Wolfenbüttel 1981*, Berlin, 1982, 233–285. Wolfgang Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit: Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie* [1984], Taschenbuchausgabe, Frankfurt a. M., 1993 ([2007, 3. erw. Ausg.] 船場・寺田監訳『自由の秩序：カントの法および国家の哲学』ミネルヴァ書房、2013年)。

² 「私にはカントの法論全体が、互いに引き付け合う誤謬が奇妙な仕方でも編み合わされたものとして、彼の老衰からのみ […] 説明可能だと思える」。Arthur Schopenhauer, *Die Welt als Wille und Vorstellung*, 3. Aufl., hg. von A. Hübscher, Leipzig, 1987, 473.

³ 本邦の次の二つの研究は特にこの傾向が強い。小牧治『国家の近代化と哲学』御茶の水書房、1978年。片木清『カントにおける倫理・法・国家の問題』法律文化社、1980年。

⁴ Richard Saage, *Eigentum, Staat und Gesellschaft bei Immanuel Kant*, Stuttgart, 1973. Manfred Riedel, *Herrschaft und Gesellschaft. Zum Legitimationsproblem des Politischen in der Philosophie*, in Z. Batscha (Hg.), *Materien zu Kants Rechtsphilosophie*, Frankfurt a. M., 125–148 (佐々木毅訳「支配と社会：哲学における政治の正当化問題に寄せて」成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、1982年、1–26頁)。知念英行『カントの社会思想：所有・国家・社会』新評論、1981年。

⁵ Zwi Batscha, *Einleitung*, in ders (Hg.), *Materien zu Kants Rechtsphilosophie*, 7–35, bes. 17. 村上淳一『ドイツ市民法史』東京大学出版会、1985年、24–27頁。

⁶ 彼女は明白にショーペンハウアーの見解を踏襲している。Hannah Arendt, *Lectures on Kant's Political Philosophy*, ed. by R. Beiner, Chicago, 1992, 7f.

スティンクやブランドは『法論』は批判哲学的な方法による法哲学・政治哲学上の卓越した業績であると主張した。とりわけケアスティンクは『法論』を稠密に読解し⁷、この著作がそれ以前の『人倫の形而上学の基礎づけ』や『実践理性批判』などで示された人間の自律や人格性（尊厳）の思考を前提として、近代の自由民主主義の規範的基礎を築いたということを明確に提示した。自らの理性が命じる道徳法則に自ら従いうる自律した人間は、生得的な権利として、他者の強制に服従しないという自由の権利をもっている。『法論』はこの生得的自由権を出発点にして「法の普遍的原理」を導出し、人間が獲得できる外的な対象についての権利（私法）を正当化し、最終的に、これらの権利が確実に保障される国家体制（国法）・国際関係（国際法・世界市民法）の規範的なあり方を弁証する。ただ人間の理性——経験に依存することなくむしろ経験を超越して思考し続ける能力——のみにもとづいて、国家の理念が構想されるのだ。ア・プリオリに演繹された理念的な国家は、それゆえに普遍妥当性をもった規範的地位を獲得する。カントはこうした〈理念における国家〉を純粹共和制（*reine Republik*）と呼ぶ。そこでは市民は自らが同意した法律にしか服従せず、いかなる恣意や人格によってもその執行が歪められることはない。純粹共和制、すなわち理念としての共和制においてはじめて、万人の統合された意志による立法の下で、万人の自由の両立が可能になるのである。

ケアスティンクらが遂行したこうしたテキスト内在的な読解は、『法論』の哲学的なインパクトを正当に受け止め、カントの規範的な法と国家の理論に哲学的にアプローチする先鞭をつけた。しかし、こうした読解は正当であり豊かな成果をもたらしたにもかかわらず、それゆえにこそ、カントの政治的著作はいまだその政治的意図の核心において読解されてはいない。後続の現代リベラリズムの側からの解釈⁸も、あるいは人民主権論に注目した解釈⁹も、概して、規範的な理論を実現するためにカントが論じていたはずの政治ないし政治

⁷ ケアスティンクの解釈の立場がよく示されている次の文章を参照。「私は哲学の伝統をもつテキストを、社会経済的な分析によるイデオロギー批判から引き離そうとしているわけではない。ただし、テキストの体系的分析にかえてイデオロギー批判で事足りる、あるいは体系的分析をイデオロギー批判から完全に解き放つことができるなどと考えるてはならない。[...] カントの『法論』が社会史の文書として読まれるのなら、何の面白みもない」。W. Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit*, 278, Anm 74 (邦訳 217 頁、訳は改めた)。近年ではケアスティンクの研究が英米圏でも受容され、『法論』（あるいは『人倫の形而上学』）のコメンタリーも複数出版されている。Mark Timmons (ed.), *Kant's Metaphysics of Morals. Interpretative Essays*, Oxford, 2002. Arthur Ripstein, *Force and Freedom: Kant's Legal and Political Philosophy*, Cambridge, MA, 2009. B. Sharon Byrd and Joachim Hruschka, *Kant's Doctrine of Right: A Commentary*, Cambridge, 2010. Lara Denis (ed.), *Kant's Metaphysics of Morals. A Critical Guide*, Cambridge, 2010. ドイツでも、アカデミー版の『法論』編集に異議を唱え、独自編纂を行った（ここでその妥当性は問わない）Bernd Ludwig, *Kants Rechtslehre, mit einer Untersuchung zur Drucklegung Kantischer Schriften von W. Stark*, Hamburg, 1988 のほか多数がある。また編著でも Otfried Höffe (Hg.), *Immanuel Kant: Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre*, Berlin, 1999.

⁸ 例えば、Paul Guyer, *Kant on Freedom, Law, and Happiness*, Cambridge, 2000. Thomas W. Pogge, Kant's Theory of Justice, in *Kant-Studien* 79, 1988, 407–433. Ders., Is Kant's Rechtslehre a 'Comprehensive Liberalism'?, in E. Ellis (ed.), *Kant's Political Theory: Interpretations and Applications*, Pennsylvania, 2012, 74–100.

⁹ 例えば Ingeborg Maus, *Zur Aufklärung der Demokratietheorie. Rechts- und demokratietheoretische Überlegungen im Anschluß an Kant*, Frankfurt a. M., 1992 (浜田・牧野監訳『啓蒙の民主制理論：カントとのつながりで』法

的なものへの視座を欠いているのだ。しかし規範的・理念的な政治体制を構想することだけがカントの関心であったわけではない。いかにして〈現象における国家〉を〈理念における国家〉へと近づけていくことができるのか、この課題をカントは終始手放さなかった。カントは法的理念の実現を担うものこそが政治であると主張し続けたし、さらにこうした規範的政治学を可能にするための方途や戦略、機知——本研究ではそれを政治的なものと呼ぶ——を提示しているのである。

第二のレベル、政治の構想について言えば、カントはそれを「上からの改革」として理解していた。18世紀末のプロイセンに生きたカントにとって、政治は君主とそれに仕える国家官僚によって担われるものだった。これら統治者に課された義務は、法論の構想を実行し、現実の国家を理念的な国家へと改革していくことである。これは政治のあるべき姿を指し示す、規範的な政治学の構想だと言える。カントにおけるこうした「上からの改革」はすでに先行研究によって明らかにされてきた。これらの研究が重要であるのは、カントにおいて政治が理念と現実の接する点に位置していることを明らかにするからである。しかしそれゆえにこそ、これらの研究の欠点も見えてこざるをえない。カントが理念の実現されるべき現実として言説を発表し続けた、同時代プロイセンの政治的コンテクストがほとんど顧慮されていないのである。例えば、クラウディア・ランガーは法の原理に従って改革がなされることにカントにとっての政治の本質があることを正しく指摘し、カントの議論が19世紀初めのプロイセンの改革派官僚に受容されたことを示した¹⁰。また、フォルカー・ゲルハルトは『永遠平和のために』における「道徳的政治家」や「執行する法論」に含意された規範的な政治概念に着目して研究を行ってきた¹¹。近年では、明らかにアーレントのカント論の影響の下、政治における判断力に着目する研究も目立っている¹²。しかしこれらは、カントが対峙していたはずの同時代のコンテクスト、とりわけ当時支配的だった政治概念がどのようなものだったのかということをもっとくと言っていないほど調査していないため、カントの政治概念の意義と射程が明らかではない。カントは自らの規範的な

政大学出版局、1999年)。Ulrich Thiele, *Repräsentation und Autonomieprinzip: Kants Demokratiekritik und ihre Hintergründe*, Berlin, 2003. 木原淳『境界と自由：カント理性法論における主権の成立と政治的なもの』成文堂、2012年。

¹⁰ Claudia Langer, *Reform nach Prinzipien: Untersuchungen zur politischen Theorie Immanuel Kants*, Stuttgart, 1986.

¹¹ Volker Gerhardt, *Immanuel Kants Entwurf „Zum ewigen Frieden“. Eine Theorie der Politik*, Darmstadt, 1995. Ders. Ausübende Rechtslehre. Kants Begriff der Politik, in G. Schönrich u. Y. Kato (Hg.), *Kant in der Diskussion der Moderne*, Frankfurt a. M., 1996, 464–488. 「執行する法論」に着目したものと Bernd Ludwig, Politik als „ausübende Rechtslehre“: Zum Politikverständnis Immanuel Kants, in H. J. Lietzmann u. P. Nitschke (Hg.), *Klassische Politik: Politikverständnisse von der Antike bis ins 19. Jahrhundert*, Opladen, 2000, 175–199.

¹² Elisabeth Ellis, *Kant's Politics: Provisional Theory for an Uncertain World*, New Heaven, 2005. Nadia Urbinati, *Representative Democracy: Principles and Genealogy*, Chicago and London, 2008. Miguel Vatter, The People Shall Be Judge: Reflective Judgment and Constituent Power in Kant's Philosophy of Law, *Political Theory* 39, no. 6, 2011, 749–76. 斎藤拓也「カントにおける「統治」の問題：祖國的な「思考様式」の獲得と実践」『社会思想史研究』36号、2012年、50–67頁。

政治の構想を示すことによって、何とどのように対決しているのか、こうしたことを先行研究は詳らかにしていないのである。

カントが介入しようとしていたコンテクストを把握するためには、狭義のカント研究よりもむしろ歴史学や思想史の研究を参考にしなければならない。1793年、すでに三批判書を上梓していたカントは、雑誌『ベルリン月報』に最初の本格的な政治的な内容を含む論文「理論では正しいかもしれないが実践にとっては役に立たない、という俗言について」を発表する。当時のプロイセンは、啓蒙君主として知られたフリードリヒ大王が没し、強権的なフリードリヒ・ヴィルヘルム2世の治下にあった。さらに、隣国フランスでは大革命が進行中であった。かなり大雑把に言えばこのような歴史の経過において、93年以降5年間に集中するカントの政治的著作が読まれる必要がある。ドイツの精神史・思想史といえ、まずはその先駆者としてディルタイやカッシーラーの仕事が挙げられなければならないが、彼らはカントの批判哲学を18世紀啓蒙の枠内で理解しようとしており、後期に書かれた政治的著作のコンテクストについてはほとんど扱っていない¹³。他方、1790年代からナポレオン統治下までの世紀転換期を対象としたドイツの思想史・社会史的研究のなかには、我々にとって有益なものが多い。最初は主にドイツ外の研究者によってなされたフランス革命期のドイツ知識人の政治思想研究¹⁴を参照すると分かるように、カントの「俗言」が発表されたとき、フランス革命の直後にはプロイセンにも存在していた革命への共感、王党派の虐殺や国王の処刑といった革命の進行を前に、ほとんど霧散しかかっていた。確かに、ドイツ・ジャコバン派と呼ばれ、ライン川沿いの地域を中心に革命運動に身を投じる人々もいるにはいたが、少数派だった¹⁵。1790年代の知識人の言説を何らかのイズム・主義にもとづいてマッピングしようとする試みはこれまでいくつかなされてきたが、ジャコバン派に与した少数を除けば、自由主義者と評価されるのであれ、保守主義者と評価されるのであれ、この時代の知識人は狭義には非実践的であり、プロイセンで革命がなされることを期待してもいなかったし、それを望んでもいなかった¹⁶。

¹³ ヴィルヘルム・ディルタイ、牧野英二・山本英輔訳「フリードリヒ大王とドイツ啓蒙主義（原著1901年）」久野昭・水野達雄編『ディルタイ全集8 近代ドイツ精神史研究』法政大学出版局、2010年、106-252頁。エルンスト・カッシーラー、岩尾龍太郎他訳『カントの生涯と学説』みすず書房、1986年。カッシーラーは主に批判期を中心にカントの伝記を書いている。

¹⁴ George P. Gooch, *Germany and the French Revolution*, London, 1920. Klaus Epstein, *The Genesis of German Conservatism*, Princeton, 1966. Fritz Valjavec, *Die Entstehung der politischen Strömungen in Deutschland, 1770-1815* [1951], mit dem Nachwort von J. Garber, Düsseldorf, 1978. Rudolf Vierhaus, »Sie und nicht wir«. Deutsche Urteile über den Ausbruch der französischen Revolution, in ders., *Deutschland im 18. Jahrhundert. Politische Verfassung, soziales Gefüge, geistige Bewegungen*, Göttingen 1987, 202-215.

¹⁵ ドイツ・ジャコバン派の研究は前注の研究に続いて、言わばドイツの活動的市民を再発見する目的でなされてきた。さしあたり Walter Grab, Zur Geschichte der deutschen Jakobiner, in Forum für Philosophie Bad Homburg (Hg.), *Die Ideen von 1789 in der deutschen Rezeption*, Frankfurt a. M., 1989, 68-89. 研究史の紹介を含む邦語研究として、浜本隆志『ドイツ・ジャコバン派：消された革命史』平凡社、1991年。

¹⁶ K. Epstein, *The Genesis of German Conservatism*. Zwi Batscha, *Studien zur politischen Theorie des deutschen Frühliberalismus*, Frankfurt a. M., 1981. Frederick C. Beiser, *Enlightenment, Revolution and Romanticism: the*

こうしたなか「俗言」が発表されるのだが、この特徴的なタイトルをもった論文には、それが書かれるべき機縁となる論争が存在した。それはフランス革命の「人間と市民の権利の宣言」の衝撃を受けて、『ベルリン月報』を媒体として行われた。一方で、哲学的・抽象的に思考された人間の権利の理論を現実の経験的な国家の土台に据えてよいのか、万人が平等かつ自由であるなどという空想的な理論が政治実践の場に移されれば果てしのない混乱が生じるのではないかと、といった異議や嘲弄が繰り返された。他方で、それでも人間は自然において平等かつ自由であるということに揺るぎはなく、国家はそれを自らの基礎とすべきだ（フランスのような仕方ではおき）として、理論の擁護にまわる者も存在した。カントの「俗言」論文には、こうした理論と実践をめぐる論争が先駆けている。カントは「理論では正しいかもしれないが実践の役には立たない」という俗言を1793年に初めて取り上げ、それまでの『人倫の形而上学の基礎づけ』や『実践理性批判』といった道徳哲学の著作から法・国家哲学の領域に超越論的理性の批判の対象を移すことになった。それはこの論争のなかで、理性からア・プリオリに演繹された規範的な法と国家の理論に優位を勝ち取らせ、理論家を侮蔑する実践志向の人々を一蹴するためであった。『ベルリン月報』上で、フランス革命の人権宣言を契機としてなされた「理論と実践」論争が、カントの「俗言」論文の直接のコンテクストをなし、ひいては『永遠平和のために』から『法論』、『諸学部の争い』にいたるカントの実践的関心を規定する暗黙のコンテクストをなしている。こうした文脈は、カントを自由主義者としてかあるいは保守主義者としてか、ともかくも革命ではなく改革を志向した思想家として同時代の思想潮流のなかにマッピングしてきた、それ自体では誤りではない思想史研究によっても、遺憾ながら見落とされてきたと言わざるをえない¹⁷。対して我々は、フランス革命後の、政治・法改革の立ち遅れが目立つプロイセンにおいて生じた「理論と実践」論争を背景として、カントの政治的著作を捉えることになるだろう。『永遠平和のために』でカントが政治とは「執行する法論」、すなわち規範的な法と国家の理論の実践にほかならないと主張するとき、そのときにもやはり「俗言」論文のあとで依然として継続していた「理論と実践」論争が念頭にある。

さらに、カントは執行する法論の内実を「共和主義的統治」として具体化しているが、ここには歴史的に見た場合、重大な政治概念の転換をもたらさうる可能性があった。これまでの研究はカントの政治概念に着目していたとしても、それを単に立憲君主制下のリベ

Genesis of Modern German Political Thought, 1790–1800, Cambridge, MA, 1992 (杉田孝夫訳『啓蒙・革命・ロマン主義：近代ドイツ政治思想の起源 1790–1800年』法政大学出版局、2010年)。

¹⁷ 自由主義者とみなしているのは F. C. Beiser, *Enlightenment, Revolution and Romanticism*。またエプスタイン(注41)による保守主義の分類(現状維持的保守・改革保守・反動)に依拠し、カントを改革保守として位置づけるものとして、Z. Batscha, *Studien zur politischen Theorie des deutschen Frühliberalismus*。最近では Reidar Maliks, *Kant's Politics in Context*, Oxford, 2014 がカントをジャコバン派と保守派の中間に位置づける研究を遂行したが、我々にとって関心のある政治概念については、またプロイセンの法・政治改革の状況、「理論と実践」論争についてもほとんど見ていない。

ラリズムの統治原理（個人の権利の保障）としてしか理解してこなかった¹⁸。しかし、共和主義的統治は、立憲君主制による個人の権利の保障以上のものである。共和主義的統治は立法の正義に関わるだけでなく、「真の共和制」を実現することにも関わっている。君主は人民の自由の権利を保障するよう統治し、そしてやがては人民に立法権を移譲することで共和制を実現する、そこまでの暫定的な義務を負わされているのだ。君主による共和主義的統治が暫定的であるのは、共和制においてはじめて人民は自らが同意しない法律には従わないという自由を、万人と両立する形で、享受することができるからである。

規範的な法・国家の理念（第一のレベル）を実現させる執行する法論としての政治、あるいは共和主義的統治（第二のレベル）。これはそれ自体でまた政治がどうあるべきかを規定する規範的主張である。しかし、現実の世界において統治者はこうした規範的主張をすぐに受け入れるほど十分に道徳的なのか。規範が提示されればすぐさまあたかも自明であるかのように、上から改革がなされるというのか。こうした問いをカントに対して発した先行研究は、残念ながら今のところ存在しない。それどころかケアスティングは、カントは結局「領邦君主に改革の義務があることを理解させる啓蒙という手段に満足」し、「訴えるのではなく、頼みごとをし、願いごとをする」という「理性の無力さ」を示している、とさえ論じた¹⁹。

我々はこうした見方に対して反駁を加える。カントは進歩的な理念を簡単には受け付けない硬直した現実を前にして、オプティミスティックに理念だけを語っていたわけではない。むしろカントは理念を実現しようとする政治を何らかの仕方で可能にするような方法を模索している。このような政治を可能にするものを政治自体から区別して、政治的なものと呼ぶとすれば（第三のレベル）、カントにおける政治的なものは、市民による公共的な言論活動の理論のなかに見出される。カントは市民の公共的な言論を、決して道徳的ではありえない統治者に共和主義的に統治するよう働きかけるもの、その統治を共和主義化するものとして構想していた。ハーバーマスの『公共性の構造転換』によって惹起されたカントの理性の公共的使用への着目はこうした政治的なものの視座によって捉え返される必要がある。しかし、先行研究がカントの構想する市民の公共的言論の理論のなかにも、理性的コミュニケーションのあり方しか見てこなかったのに対して²⁰、カント自身はもっと現実的に、当時の公共圏で言説が取りえたパフォーマンス的な作動を捉えている。市民の言論

¹⁸ Volker Sellin, Art. „Politik,“ in O. Brunner, u. a., (Hg.), *Geschichtliche Grundbegriffe, Bd. 4*, Stuttgart, 1978, 789–874, bes. 838–842. Matthias Bohlender, *Metamorphosen des Gemeinwohls: Von der Herrschaft guter polizey zur Regierung durch Freiheit und Sicherheit*, in H. Münkler u. H. Bluhm (Hg.), *Gemeinwohl und Gemeinsinn. I. Historische Semantiken politischer Leitbegriffe*, Berlin, 2001, 247–274. 西村稔「カントにおける「クルークハイト」について」『岡山大学法学会雑誌』第45号、1995年、287–337頁。

¹⁹ W. Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit*, 435f (邦訳 331頁)。

²⁰ 一般に、ハーバーマス『公共性の構造転換』の線で理性の公的使用の自由という意味での言論の自由を扱った文献は大量に存在する。代表的なものとして Peter Niesen, *Kants Theorie der Redefreiheit*, Baden-Baden, 2005. Johannes Keienburg, *Immanuel Kant und die Öffentlichkeit der Vernunft*, Berlin, 2011. 金慧「カント哲学における言論の自由」『社会思想史研究』第38号、2014年、86–105頁。

は、理性的コミュニケーションの規範的影響力を行使するだけでなく、統治者に対する脅迫としても機能しうることをカントは見逃さなかった。しかも、こうした公共的な言論実践は、カント自身によっても遂行されていた。それが端的に現れているのは「世界市民的な意図による普遍史の理念」(1784)や『永遠平和のために』「第1補説」、『諸学部の争い』(1798)といった歴史を扱った論考においてである。カントの歴史論においては、不可思議な一致が見られる。歴史論では過去の歴史ではなくもっぱら将来の歴史の展望が問題にされている。『法論』でいかなる経験にも依らずにア・プリオリに演繹された共和制が、歴史論においては、歴史の進み行きにおいて必然的に樹立される、と論じられるのだ。カントは歴史を「自然の意図」、「自然の計画」によって進行していくものとして捉え、こうした歴史をつかさどる自然の目的は共和制の樹立であると述べる。すなわち、歴史の自然的進行と理性的法論の理念の実現が一致をみるというのだ。従来、こうした一致はカントのオプティミズムの現れ——現実の君主支配に妥協する代わりに歴史の彼方に理念の実現を希求する——として否定的に解釈されてきた²¹。しかしカントは明らかに、共和制への変革に至る歴史的過程、しかもそこに達する必然的な進行を、政治的な意図をもって叙述している。カントにおいて歴史論文は一つの言語行為であり、「政治思想としての歴史叙述」をなしているのだ²²。

このように我々の研究は、カントの政治思想において三つの位相を論理的に区別し再構成することで成り立っている。すなわち、法・国家の規範的理論(第一のレベル)、そうした規範的理念を実現する共和主義的統治としての政治(第二のレベル)、さらに政治を可能にする政治的なもの(第三のレベル)という三相である。こうした視座のもと、カントの著作の内在的・哲学的な分析に加え、歴史的なコンテクストにそれを位置づけていくとき、理念と現実を架橋させようとした思想家として一貫したカント像を提示することができるだろう。

本研究の構成

以下では、これらの三つの位相に留意しつつ、本研究がどのように進んでいくか概要を述べる。第1章では、1793年の「俗言」論文を導きにして、同時代のプロイセンの言説空間を開示する²³。フランス革命以後、プロイセンで問題になっていたのは、政治における理論と実践という古くて今なお新しい問題であった。「俗言」が発表された雑誌『ベルリン月

²¹ 片木清『カントにおける倫理・法・国家の問題』。Howard Williams, *Kant's Optimism in His Social and Political Theory*, in ders (ed.), *Essays on Kant's Political Philosophy*, Chicago, 1992, 1-14.

²² 歴史叙述を政治思想として捉えるという見方は、ポーコックによって彫琢されてきた。例えば、J. G. A. Pocock, *Historiography as a Form of Political Thought*, *History of European Ideas* 37, 2011, 1-6.

²³ 第1章は、第40回社会思想史学会(関西大学、2015年11月7日)、セッション「18・9世紀のドイツの社会経済思想」(世話人:原田哲史・大塚雄太)で報告した「理論と実践:ドイツ後期啓蒙における一争点(カントを中心に)」を大幅に加筆修正したものである。

報』は啓蒙期の言論空間をリードしていた雑誌だが、そこでは 89 年の革命勃発以後、人間の自由・平等を論じる自然法論の実践の結果があのような悲惨な革命であった、ということが盛んに論じられていた。政治は自然法などという抽象的な理論ではなく、人間社会の歴史的・経験的認識にもとづいて行われなければならない、と主張されていたのである。93 年の「俗言」はこうした空間に向けて発せられたカントの明確な意思表示である。理性にもとづく理論は実践においても正しく、またそれゆえにこそ貫徹されなければならない——このようにカントは断固主張する。「俗言」ではフランス革命の理念が批判的な再考を経た上で擁護され、自らの実践哲学にもとづいて、後の著作で「共和主義的体制」と呼ばれることになる、あるべき政治社会の姿が素描されている。

こうしたプロイセンの文脈を設定した上で、カントが構想した批判哲学的な法理論と国家理論、すなわち法と国家の規範的理論を検討する。この作業は「政治」と「政治的なもの」の構想の射程を測定するためにも欠かせないものである。カントの法・国家の理論が体系だって示されるのは、「理論と実践」論争から数年後の『法論』を俟たなければならない。第 2 章では、「法の普遍的原理」とそれによって可能になるカントの法的・政治的な自由概念を明らかにした後、生得的な自由の権利がどのように哲学的に基礎づけられているのかを考察する。この問題は従来は重要視されてこなかった「人間の権利」と「人間性の権利」の差異を捉えることを通じて取り込まれる。次に第 3 章では、人間の生得的な自由権から外的な対象について取得される権利が正当化され、それを通じて自然状態から法的市民状態への脱出が義務付けられるということを論じる。外的な対象を自分のものとしてもつということが法的に可能でなければならないならば、自然状態を脱出しなければならない。こうしたカントの議論は、先行する自然法学説の私的所有論に対しても、また国家支配の正当化理論に対しても、革新をなすものである。このような人間の生得的な権利と取得的な権利を確定的に保障する国家は〈理念における国家〉と名付けられるが、カントはそれを「純粋共和制」と呼んでいる。第 4 章ではこの点に注目し、共和制の具体的な制度構想を明らかにする²⁴。カントは『永遠平和のために』以降、『法論』や『諸学部争い』などで、共和制や共和主義といった概念を様々な形で用いている（純粋共和制、真の共和制、設立された共和制、共和主義的統治）。カントの共和主義に着目した研究は近年増加しつつあるが、残念なことにこれらの概念のあいだの差異や関係を包括的に説明する仕事は残されたままである。様々な共和制概念を整理することで見えてくるのは、カントは決して叡智界における理性的理念としての国家（「プラトンの理想」と呼ばれもする）だけを論じているわけではなく、現象界において実現可能でありまた目指されるべき国家のあり方を分節化して論じているということである。

第 5 章では、こうして明らかになった規範的な法と国家の理論を踏まえ、カントがいか

²⁴ 第 4 章は拙稿「カントの共和制の諸構想と代表の概念」『社会思想史研究』第 40 号、2016 年、60-79 頁を大幅に加筆したものである。

に政治を構想していたのか、すなわちカントにおける規範的政治学が論じられる²⁵。カントは政治を「執行する法論 *ausübende Rechtslehre*」と呼び、その内容を「共和主義的統治」として具体化している。ドイツ自然法学あるいは伝統的な統治の学において「政治」は、人民の幸福という国家目的を達成するための最適な手段の実践、すなわち「執行する政治的思慮 *ausübende Staatsklugheit*」だと理解されていた。『永遠平和のために』でカントが行っているのは、こうした主張に対するイデオロギー批判である。カントは執行する政治的思慮に執行する法論を対置し、人民の幸福の実現ではなく自由の拡大と保障、さらに法論が提示する理念としての共和制の実現を政治の役割として規定した。君主制であっても、あたかも共和制下における理性的な人民が立法したかのような法律を立法し、それに従って統治することは可能である。カントはこうした統治のあり方を共和主義的統治として概念化している。こうした政治概念の転換は、自然法論や統治の学についての理論的文脈のみならず、「俗言」出版のあとに引き続いてなされていた理論と実践をめぐる論争に介入しようとするものでもあった。第6章では、カントが『永遠平和のために』のなかで理論と実践をめぐる言説に対して許容法則という概念をもちだして応答している、ということが示される²⁶。カントによれば、不正義に満ちた体制であっても、それが完全に適法的な状態への改革の途上にあると判断される限りで許容される。これは「理性の許容法則」である (ZF, 8:373, Anm)。許容法則は、法・国家の理念に沿った改革が実際になされるために、その限りで、現実の不法な体制を暫定的に許容する。こうした議論は、プロイセンの理論と実践をめぐる議論を背景にしてみれば、同時代の政治概念を哲学的に再構築するものであったということが分かる。

次に第7章以下では、カントにおける政治的なものが市民の公的な言論活動に存することが示される。市民の公共的な言論は、決して道徳的ではありえない統治者に共和主義的に統治するよう働きかけるものとして構想されている。「啓蒙とは何か」(1784)のなかで、啓蒙を媒介するものとしてカントが理性を公的に使用する自由を擁護したことは有名だが、「俗言」では言論の自由が市民の抗議として正当化されていることはあまり知られていない。第7章ではこれに着目し、抗議 (*Vorstellungen, Beschwerde, gravamen*) がドイツの司法実践のなかで市民の権利として伝統的に認められてきたものであったことを確認した上で、カントの言論の自由の擁護論を、同時代プロイセンの他の論者と比較し、その独自性と射程を理解する²⁷。当時、言論の自由をめぐる議論は激しくなされていたにもかかわらず、これまでのカント研究はほとんどそうした議論に関心をもってこなかった。当時のプロイセンでは言論の自由は人権として擁護されることは稀であり、むしろ君主が専制へと堕して

²⁵ 第5章は拙稿「政治・道徳・怜悯——カントと執行する法論」『政治思想研究』第14号、2014年、356–384頁を大幅に加筆修正したものである。

²⁶ 第6章は拙稿「カントと許容法則の挑戦：どうでもよいこと・例外・暫定性」『法と哲学』第1号、2015年、133–165頁に加筆したものである。

²⁷ 第7章は第22回政治思想学会（武蔵野大学）での報告「カントの共和主義と市民——抗議としての言論の自由について」（司会：松元雅和）が元になっている。

しまわないための防波堤として理解され要求されていた。カントの抗議としての言論の自由という議論もまた、こうした線に沿っている。しかし、カントにおいて市民の抗議としての言論は実定法の内容を変更させ（貴族や教会の特権廃止）、果ては体制変革（共和制への変革）までをも要求するものとして、内容上の急進性をもっている。しかもカントは暴動や反乱の気配に満ちた当時のヨーロッパにおいて、こうした市民の言論実践がある種の脅迫として機能することをも見込んでいた。さらに**第8章**では、こうした言論実践が歴史叙述を通じてカント自身によってもなされていたということが論じられる²⁸。歴史論文の宛名は一方で一般公衆であり、他方で統治者である。前者に関して、論文「世界市民的な意図による普遍史の理念」は、直後に発表された「啓蒙とは何か」の理性の公的使用の理論をカント自身が実践してみせたものだとして理解できる。カントは世界市民ないし学識者として自ら理性を自由に使用して哲学的な歴史を叙述し、そうすることで人民のなかに政治的啓蒙を促進しようとする。他方で歴史論文には、言論による統治批判の機能も与えられている。確かに道徳的な政治家であれば規範が提示されれば自らすすんでそれを現実化するよう改革を進めるだろうが、カントは統治者にそのような有徳さを期待しえなかった。むしろ非道徳的な統治者に対して、それでも彼らが改革せざるをえないようにする動機付けを歴史論文を通じて与えている。自然の語彙を用いて書かれた歴史論文は、このようにある種の統治批判として機能し、共和主義的統治への媒介機能を果たすものとして起草されている。自然と統治が結びつくというのは、なにもカントに限ったことではなく、18世紀のヨーロッパでは支配的な枠組みだった。**第8章**では特にヒュームとスミスの自然の語彙を用いた統治批判を取り上げ、カントのそれと比較する。

このようにして、カントにおける政治的なものは市民の公共的言論のなかに見出される。そしてカント自身も歴史論文という媒体を通じてその公共的言論に参入していた。規範的な理念が即座に受け入れられ、統治実践のなかに適用されていくなどとは到底期待できない18世紀末のプロイセンにおいて、カントは自らも政治を可能にする政治的なものへと加担し、理念を現実化することを模索していたのである。こうした政治的なものの理論は、統治者が改革という法義務を理解しそれを自ら進んで実行するというカントの公式的な政治の見解からは逸脱している。市民の公共的な言論実践は、理性的な統治者の道徳心に訴えかけるものとしてのみ考えられているのでは決してない。むしろカントは、道徳性を期待しえない統治者の悟性に対して、フランス革命後の暴力的な緊張に包まれたヨーロッパの現実を背景に、理性的に発話された統治への要求が、それを受け容れなければ暴動や反乱が生じるかもしれないと脅迫しさえする行為遂行的な効果をもつことを認識していた。カント自身による自然の語彙を用いた歴史叙述もまた、この種の脅迫的なレトリックを駆使して、統治者が自身の立場の安全を確保するためにこそ改革を、共和主義的統治を、行

²⁸ 第8章は、網谷壮介「歴史と自然——カントの歴史論における政治的啓蒙の契機」『相関社会科学』第23号、2014年、3-17頁と同「カント歴史論における統治批判と自然概念：ヒューム・スミスとの比較を通して」『社会思想史研究』第38号、2014年、66-85頁とを大幅に加筆修正したものである。

わざるをえなくしようとするものである。

こうした事柄をあえて規範理論の枠組みを使って表現すれば、我々はカントの著作における非理想理論 (non-ideal theory) の重要性を強調しているということになるだろう²⁹。ロールズによれば、理想理論 (ideal theory) は正義原理の「厳格な遵守」の想定と「好ましい状況下における秩序付けられた社会を特徴づける原理」の導出を行う。そこでは「完全に正義にかなった基礎構造」と「それに対応する人々の義務と責務」の構想が展開される。他方で、非理想理論は前者、つまり理想的な正義の構想が導出された後で展開され、「好ましくない条件下でどのような原理が採用されるべきか」という問題を扱い、「自然的制約性と歴史的偶然性を調整するための原理」と「不正義に対処するための原理」から構成される³⁰。ロールズ自身は自らの主要な関心が理想理論にあると述べているし、これまでのカント研究もほとんどがカントの理想理論のみにもっぱら目を向けてきたと断言している³¹。カントを規範理論的に読解する研究は、一方で近代自由民主主義の哲学的基礎を正当に読み取りながら、しかし他方でカントが介入しようとした同時代のコンテクストを踏まえていないために、そうした哲学的基礎を現実から遊離させ、まるでナイーブなユートピア的構想として扱ってしまう。しかしカントは、現実が規範が提示されればすぐさまそれに従うほどに理性的であると考えようとするような「カント主義者」ではなかった。カントは人間の自由の権利と共和主義を結合させる規範理論上の革新をなしたのと同時に、政治概念を旧来の幸福中心主義的な統治から自由の体系を可能にする共和主義的統治へと刷新している。これに加えてなお我々が見ることになるのは、こうした規範的な政治を可能にする政治的なものの位相である。カントが構想している市民的公共圏は権力に対抗し権力を共和主義化する言説実践の場であり、そのなかでカント自身も言語的に行為した。カントによって現実の社会状況を背景にその可能性が見出された政治的なものは、あたらかもあらゆる手段を動員して規範的な政治を可能にし、共和制の理念を現実化させようとする媒体であり、それはまた我々にとって一つの範例をなしている。

²⁹ ここで念頭に置かれている非理想理論は、完全に正義に適った状態についての理論としての理想理論とカップリングされ、そうした状態には至っていない相対的に劣った、過渡的な状態に関する理論である。理想理論なしにでも正義に関して改善されるべき現状を理解したりすることはできるし、現状が理想的な状態からどれだけ隔たっているかを測定する基準が洗練されればよく、理想理論は必要ではないとするアマルティア・センに代表される立場は、カントの立場とは一致しない。センの立場については、Laura Valentini, *Ideal vs. Non-ideal Theory: A Conceptual Map*, *Philosophy Compass* 7:(9), 2012, 654–664, esp., 660ff.

³⁰ John Rawls, *A Theory of Justice*, rev. ed., Cambridge, MA, 1999, 216 (川本他訳『正義論 [改訳版]』紀伊國屋書店、2010年、331頁)。訳は改めた。冒頭で触れたゴイスやバーナード・ウィリアムズの批判によって、規範理論と現実の問題をめぐる議論は現在、理想理論と非理想理論の対立という形でなされている。ロールズ側に立った反論として、Zofia Stemplowska und Adam Swift, *Rawls on Ideal and Nonideal Theory*, in J. Mandle and D. A. Reidy (Hg.) *A Companion to Rawls*, Chichester, 2014, 112–127.

³¹ 重要な例外として Christoph Horn, *Nichtideale Normativität. Ein neuer Blick auf Kants politische Philosophie*, Berlin, 2014 がある。